

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県病院局財務規程（平成 16 年福島県病院局管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）及び本件業務委託契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県ふたば医療センター附属病院長 谷川 攻一

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和 8・9 年度分）の警備業務に登録されている者であること。
- (3) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱第 2 条及び第 7 条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (4) 福島県内に本店・支店・営業所等を有する者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

3 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、福島県ふたば医療センター附属病院庁舎警備等業務条件付一般競争入札等に関する質問書（様式 1）により直接持参又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 入札参加資格確認書類提出書（様式 4）の添付書類として、以下の書類を提出すること。
ア 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿登録通知書の写し

4 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
なお、代理人が入札する場合は、委任状（様式 3）を提出すること。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書の宛先は、「福島県ふたば医療センター附属病院長」とすること。

(5) 入札結果の公表及び方法について。

ア 入札結果の公表は、契約締結後 14 日以内に行う。

イ 公表は、福島県ふたば医療センター附属病院ホームページにて行う。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規程第 192 条の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規程第 174 条の規定に該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得（別紙 1）、契約の方法及び入札の条件（別紙 2）を熟知すること。

(3) 書類は原則として A 4 判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県が発注する庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項(別添)を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書及び添付書類を作成し、入札場所に持参しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする(押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること)。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

3 入札及び開札は公開とする。

4 開札したときは、直ちに入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書

(2) 入札参加資格のない者が入札した入札書

(3) 入札時刻に遅れてした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札

(6) 鉛筆書きによる入札書

(7) 入札の日付がない入札書

(8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(9) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）

(10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く）

(11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書

(12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書

2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

3 入札金額が最低制限価格を下回る場合は、その入札書を失格とする。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該入札を打ち切ることがある。

3 第1項の入札には、第7条に規定する無効又は失格の入札をした者は参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせるものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、次の各号に掲げる場合においては、落札決定の日から起算して7日以内に、当該各号に掲げる措置を行わなければならない。ただし、知事又は当該契約事務について委任を受けた公所長（以下「契約権者」という。）の承諾を得て、この期間を延長することができる。

(1) 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。

(2) 契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。

2 落札者が、前項に規定する期間内に前項各号に定める措置を行わないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第13条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問す

ることができる。

- 2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成 20 年 10 月 1 日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。
- 2 平成 24 年 10 月 29 日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。
- 3 この心得は、平成 28 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年度契約分から適用するものとする。
- 4 この心得は、令和 3 年 1 月 21 日から施行し、同日契約分から適用するものとする。
- 5 この心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
令和 3 年 3 月 31 日以前に公告を行った入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 9 月 30 日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

(別紙2)

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県病院局財務規程（以下「規程」という。）第192条第1項第5号の規定により免除するものとする。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）を落札者とする。

(5) 契約保証金

規程第173条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。

ただし、規程第174条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(6) 委託の期間

委託の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(7) 委託契約書

別紙委託契約書案による。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。

(9) 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載の上、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする）。

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu160.html>）

福島県庁舎等維持管理業務委託契約における労働関係法令遵守の 確認等に関する要綱

平成28年2月8日
福島県総務部長

(趣旨)

第1条 福島県が発注する庁舎等維持管理業務について、公共サービス基本法（平成21年5月20日法律第40号）第11条の趣旨に基づき、業務の適切な履行及び品質の確保の観点から業務に従事する者の適正な労働条件の確保に資するため、業務受託事業者（以下「受託者」という。）の労働関係法令遵守状況の確認等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「業務執行権者」とは、庁舎等維持管理業務の契約事務を直接所掌する本庁各部局等の課長並びに公所長及び准公所長をいう。

(対象となる業務)

第3条 労働関係法令の遵守状況の確認を行う契約業務は、県が発注する庁舎等維持管理業務で予定価格100万円を超える業務のうち、次に掲げるものとする。

- 1 清掃業務
- 2 警備業務（ただし、機械警備を除く。）

(対象となる労働者)

第4条 労働関係法令の遵守状況を確認する対象となる労働者は、労働基準法第9条に定める労働者（代替、臨時その他の事由により一時的に従事する者を除く。）とする。

(確認方法)

第5条 受託者は、契約締結後速やかに業務執行権者へ「労働関係法令の遵守状況に関する報告書」（別紙様式）により、労働関係法令の遵守状況を報告しなければならない。

(調査)

第6条 業務執行権者は、前条の報告内容に疑義が生じたときは、受託者に対して関係書類の提出を求めるとともに、業務に従事する労働者の労働条件や労働環境を調査することができる。

(契約の解除)

第7条 業務執行権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができるものとする。

- 1 受託者に労働関係法令上の違反があったと認められたとき
- 2 第5条の報告に虚偽があったとき
- 3 前条の調査について、正当な理由がないにもかかわらず、これを拒否したとき

(報告)

第8条 業務執行権者は、受託者が、前条各号に該当する事実を知ったときは、速やかに施設管理課長を経由して総務課長に報告しなければならない。

なお、報告にあたっては、「福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱」(平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知)に定める様式第1号「入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書」により報告するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度契約分から適用する。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。